

議案第19号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、保険料の軽減賦課の拡充により、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「20,925円」を「16,740円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「32,085円」を「27,900円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「40,455円」を「39,060円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。